

施工時期選択可能工事制度試行要領

第1 趣旨

工事開始日を受注者が任意に選択できる施工時期選択可能工事制度については、受注者が有する人材・資機材等の安定的・効率的な活用や工事の品質確保のため、特に第1四半期における工事量を確保できるよう令和3年度から工事を選定し試行する。

第2 施工時期選択可能工事制度

施工時期選択可能工事制度は、次の各号に掲げる事項を適用するものでなければならない。

- (1) 受注者は、契約締結日から発注者が指定する工事開始期限日までの期間で、工事開始日を選択することができること。
- (2) 受注者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知日から起算して7日以内に監督員に通知しなければならないこと。
- (3) 契約締結日から工事開始日の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を求めないこと。
- (4) 工事開始日の前日までの間の現場管理は発注者の責任において行うこととし、工事の施工（現場事務所等の設置、工場製作等）を行わせないこと。ただし、現場に搬入しない資機材の準備はできるものとする。
- (5) 工事開始期限日は、標準工期の30%を超えない範囲で工事ごとに定めること。

なお、債務負担行為を設定した工事又は繰越明許の議会承認を受けた予算を充当する工事のうち、1月から3月までに支出負担行為を行う工事については、工事開始期限日を、翌年度に設定することが可能であること。

- (6) 工事開始期限日を定めるときは、工事開始期限日から工事完成日までの期間をもって適正工期が確保されるよう考慮すること。

第3 対象とする契約

次に掲げる事項をすべて満たす契約のうち、担当課で定めた工事で施工時期選択可能工事制度に係る特記仕様書が添付されたものを本制度の対象として取り扱うこととし、第4に定める事務手続を行うものとする。

(1) 対象事業

国庫補助事業（交付金を含む）及び市単独事業

(2) 対象工事

次の条件すべてを満たす建設工事を対象とする。

ア 予定価格が200万円超2,000万円未満で入札に付する工事（災害復旧工事など緊急性のある工事、連続工事などにより発注者側で工事開始日を制限する可能性が高い工事及びゼロ交付金事業等発注者が着手日を指定する工事を除く。）

イ 次の条件のうち、（ア）又は（イ）のいずれかを満たすもの

（ア）1月から3月までに支出負担行為を行うもののうち、債務負担行為を設定し、かつ債務負担行為の期間終了までに標準工期を確保できる工事又は繰越明許の議会承認を受けた予算を充当する工事で期間終了までに標準工期を確保できる工事

（イ）4月から12月までに支出負担行為を行うもののうち、12月末日までに契約を締結し、当該年度内に標準工期を確保できる工事

ウ 工事開始期限日を設定した場合、諸条件（設計変更による所要日数の変更、工事中止による工期延長等）を考慮しても繰越が生じる可能性がない工事

エ 竣工日又は供用開始日が定められていない工事

第4 事務手続

事務手続については、次の各号により行うものとする。

(1) 執行伺書から契約まで

ア 執行伺書において施工時期選択可能工事の旨を記載するとともに、特記仕様書（別紙2）を添付した上で、予算執行職員の決裁を受けるものとする。

イ 指名通知書に施工時期選択可能工事制度対象の旨を記載すること。

ウ 落札者は、落札通知の日から起算して7日以内に監督員に通知した上で、工事開始日選択届（別紙1）に通知日を記入し、契約検査課に提出すること。

エ 落札通知の日（契約の相手方が確定した日）から7日以内に契約を締結すること。

なお、契約保証期間は、契約締結日から工期末までとすること。

(2) 契約後

工事開始日から起算して7日以内に着手し、工事に着手したときは、受注者から速やかに着手届及び工程表を提出させること。

なお、受注者における工事实績情報サービス（コリンズ）への登録は、工事着手後に監督員の確認を受け、速やかに行うこと。

(3) 工事開始日の変更について

受注者は、監督員に通知した上で、工事開始日変更届（別紙3）に通知日を記入し、契約検査課に提出後、変更契約を締結しなければならない。

なお、特記仕様書で指定した工事開始期限日を超えて、工事開始日の変更をすることはできない。

(4) 前金払の取扱いについて

上越市建設工事請負基準約款第35条の定めによる前払金の請求は、発注者が承認した工事開始日からできるものとする。

第5 積算関係

積算に当たっては、契約締結予定日を起算日とした標準工期又は積上げ工期の日数分の期間を工事期間として行うこととし、受注者の選択により発生する経費（積雪寒冷地における冬期補正、除雪費等）については、発注者は負担しないものとする。

ただし、受注者の責によらない事情が生じた場合は、新潟県土木工事設計変更ガイドラインに準じて適切に対応すること。

第6 結果の報告及び検証

結果の報告及び検証については、次の各号により行うものとする。

(1) 担当課による報告

担当課は、契約の結果を、別紙4により報告するものとする。

提出期限：別に契約検査課が指定する日

報告先：契約検査課

(2) 契約検査課による検証

契約検査課は、前記(1)の報告を受けた後、試行に関する効果・課題の検証を行う。

第7 その他

要領に実施に関し必要な事項は、この要領に定めるもののほか別に定める。

附 則

この要領は、令和4年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和6年2月8日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年2月12日から実施する。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から実施する。